

気候変動の新動向 (7)

「金融と脱炭素」に関する最近の動き (その5)

本連載第5回でもご紹介のとおり、国際的な取り組みであるTCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures : 気候関連財務情報開示タスクフォース) に基づく企業活動上の気候関連情報開示への取り組みは、世界で2600以上の企業・機関の賛同を集めており、2022年4月からは東京証券取引所においても事実上採用されることとなった¹。TCFDにおけるキーワードである「気候リスク (Climate-related risks)」は、現在、金融機関において重要な検討課題になりつつある。

https://www.joi.or.jp/modules/downloads_open/index.php?page=visit&cid=27&lid=3027

金融機関における「気候リスク」への取り組み

金融安定理事会 (FSB) は、2021年7月に「気候リスクに向けたロードマップ」を公表し、気候リスクへの対応を重要な課題に位置付ける。FSBは、従来から、気候変動による社会経済への影響が長期的には金融システムに対するリスク要因となり、また、短期的には金融市場における価格形成メカニズムの阻害要因となるとの問題意識を有しており、そうした課題の解決のため、企業の情報開示、関連のデータ整備、脆弱性分析、さらには金融監督などについて検討の必要性を提起する。

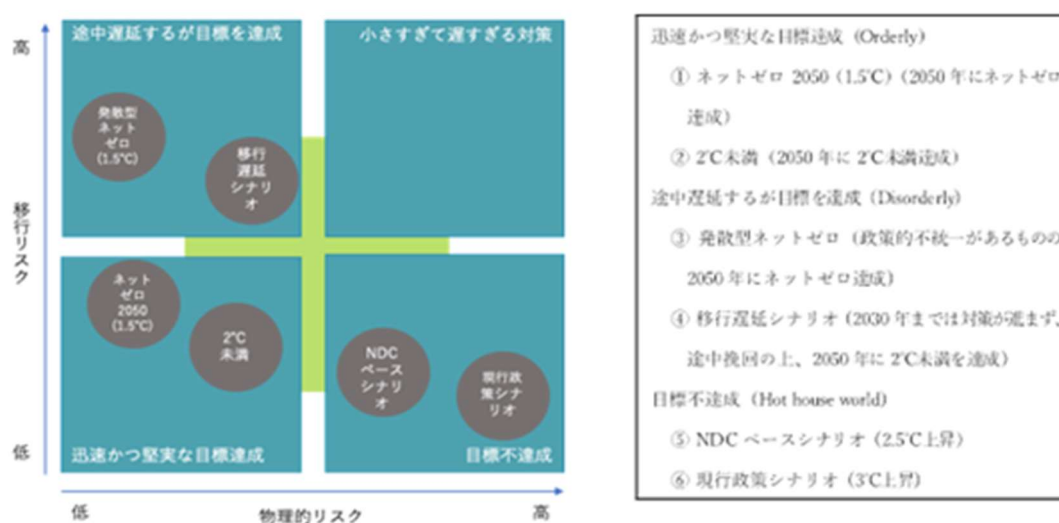
他方で、個々の金融機関における具体的な気候リスクの評価手法については、100を超える中央銀行・金融監督当局が参加するNetwork for Greening the Financial System (NGFS) (位置付けとしては自主的なスタディグループ) が実務的なガイダンスを提示する。NGFSは、欧米の研究機関と連携し、気候リスク分析用のシナリオやデータセットを公開しており、これをもとに金融機関は気候リスクの分析を進めつつある (もっとも、データセットは欧米に偏ったものとなっている)。

NGFSは、グローバルな気候シナリオとして、6つのシナリオを提示している (下図参照)²。具体的には、基本となる1.5℃目標シナリオや2℃目標シナリオに加えて、目標までの移行経路も加味しており、迅速かつ堅実な移行を想定したケースと、そうでないケースなども勘案したきめ細かいものとなっており、うち4つのシナリオについては移行リスクあるいは物理的リスクが高いと位置付ける。こうしたシナリオを参照のうえ、一部の金融機関では将来のシナリオ分析を進めつつある。もっとも、気候リスクは、従来の金融リスクと性質を異にするものであり (グロー

¹ 東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コード (2021年6月11日) において、「特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。」(補充原則3-1③)と規定されている。

² https://www.ngfs.net/sites/default/files/media/2021/08/27/ngfs_climate_scenarios_phase2_june2021.pdf

バルで Forward-looking な性質)、2050 年という超長期のリスク分析は、未だ悪戦苦闘の状況にあるようだ。



(出典) NGFS Climate Scenarios for Central Banks and Supervisors, June 2021 を和訳

金融機関で進むネットゼロ目標

2021 年 11 月の COP26 において、金融機関の動きに注目が集まった。なかでも、45 カ国から 450 以上の金融機関（資産規模 130 兆ドル以上）が加盟した「ネットゼロのためのグラスゴウ金融連合(Glasgow Financial Alliance for Net-Zero: GFANZ)」が圧倒的な存在感を示した。GFANZ では、加盟金融機関が 2050 年までにネットゼロ排出を実現することと、今後 30 年間に 100 兆ドルのファイナンスを行うことなどを表明している。GFANZ は、ネットゼロアセットオーナー連合 (Net-Zero Asset Owner Alliance) などの既存の団体を束ねる連合体のような位置付けであるが、世界全体のネットゼロ排出実現のために各国政府に影響力を行使することも意図しており、従来の民間主体の範疇を超えた新たなアプローチであるとも考えられる。

2021 年は、G7 をはじめとして、ビジネスや金融に対してパリ協定への適合（アラインメント）の必要性が強調された。金融機関がパリ協定に適合するためには、取引先企業の温室効果ガス排出量 (financed emissions) の削減を進める必要が生じる。そのためには、取引先企業の協力が不可欠であり、今後、金融機関では、取引先企業の移行（トランジション）計画の立案・実施に関する対話（エンゲージメント）が重要な課題となっていく可能性が高い。

(株式会社国際協力銀行 参事役／地球環境アドバイザー 佐藤勉)